

熊本県公報

第 1 1 4 8 0 号
平成 18 年 11 月 15 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)	(高齢者支援総室) 2
○ " (介護予防通所介護)	(") 2
○ " (特定福祉用具販売)	(") 2
○ " (特定介護予防福祉用具販売)	(") 2
○平成 18 年 11 月熊本県議会定例会の招集	(財 政 課) 3
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害者支援総室) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○ " (")	3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 4
○換地計画の適否決定	(農村整備課) 4
○土地改良区役員の住所変更	(農村計画・技術管理課) 4
○くまもと県民交流館しごと相談・支援センターで実施予定の就職面談会の業務委託	(労働雇用総室) 4
○熊本県野外劇場の指定管理者の募集	(観光物産総室) 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 7
訓 令	
○熊本県官報報告規程を廃止する訓令	(私学文書課) 7
登 載 依 頼	
○熊本県警察人事管理システム用サーバ及び関連機器等の賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定	(情報管理課) 7
○熊本県警察人事管理システム開発委託業務に係る一般競争入札による落札者等の決定	(") 8
○熊本県警察免許台帳ファイリング装置等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(") 8
○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部変更	(選挙管理委員会) 10
○ " (")	12
○熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(市町村総室) 19
○第 5 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 19

告 示

熊本県告示第 1143 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 の第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市有明町赤崎字肥前 319 の 1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1144 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字大野谷 2182 の 1 から 2182 の 3 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野谷 2182 の 1 から 2182 の 3 まで（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1145 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有明ライトハウス 天草市有明町大島子 2627 番地 1	有限会社ライトケア・コーポレーション	平成 18 年 11 月 6 日

熊本県告示第 1146 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有明ライトハウス 天草市有明町大島子 2627 番地 1	有限会社ライトケア・コーポレーション	平成 18 年 11 月 6 日

熊本県告示第 1147 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
スポットライフはるき 熊本市御領七丁目 2 番 43-103 号	スポットライフはるき合同会社	平成 18 年 11 月 6 日

熊本県告示第 1148 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
スポットライフはるき 熊本市御領七丁目 2 番 43-103 号	スポットライフはるき合同会社	平成 18 年 11 月 6 日

熊本県告示第 1149 号

平成 18 年 11 月 30 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 1150 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
エンジェル・ケア・サポート 鹿本郡植木町大字舞尾 600 番地 12	有限会社 エンジェル・ケア・サポート 鹿本郡植木町大字舞尾 600 番地 12 安達 和利	平成 18 年 9 月 15 日	4312000039	居宅介護

熊本県告示第 1151 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266 号	天草市倉岳町宮田字大宮田 2411 番 1 地先から 同町宮田字矢倉 2672 番 13 地先まで	120	地域連携

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 15 日

熊本県告示第 1152 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字犬渕字居屋敷 281 番 1 地先から 同町大字犬渕字二ノ口 46 番 1 地先まで	399.5	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 30 日

公 告

熊本県告示第 819 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 5 月 11 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定によりあさぎり町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモスあさぎり店
球磨郡あさぎり町大字上西字大島 34 番 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
交通安全面につき、開店時、特売日、交通量の多い時間帯等については、車両の出入口に交通整理員を配置するなどの安全対策に万全を期すことをお願いいたします。
また、当該店舗周辺的生活環境に与える影響について十分な注意を払い、必要な対策を講ずる場合があったときは、適切な対応を図ることをお願いいたします。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 18 年 11 月 13 日から平成 18 年 12 月 13 日まで

熊本県公告第 820 号

上天草市長何川一幸から認可の申請があった賤の女地区の換地計画については、平成 18 年 11 月 6 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。
関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 11 月 16 日から
平成 18 年 12 月 14 日まで
- 2 縦覧の場所 上天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 821 号

宇城市小川町土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	平 野 保 之	宇城市小川町江頭 259 番地	宇城市小川町江頭 250 番地

熊本県公告第 822 号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
就職面談会事業
 - (2) 業務内容
ア 家庭と仕事の両立を目指す者をはじめとする就職希望者を対象とした就職面談会開催に伴う講演会
 - (ア) 実施日及び実施時間
a 平成 19 年 3 月 2 日（金）午後 1 時～午後 2 時
 - (イ) 実施場所
a くまもと県民交流館パレア 会議室 1
 - イ 就職希望者と求人企業との就職面談会の開催
 - (ア) 実施日及び実施時間
a 平成 19 年 3 月 2 日（金）午後 1 時～午後 4 時
 - (イ) 実施場所

- ウ a くまもと県民交流館パレア パレアホール
就職面談会に関連したイベントの開催
(ア) 実施日及び実施時間
a 平成 19 年 3 月 2 日 (金) 午後 1 時～午後 4 時
(イ) 実施場所
a くまもと県民交流館パレア 会議室
- エ その他センター業務に資すること (実施後のアンケート調査等)
なお、詳細については、別途配布する「就職面談会実施要領」及び「就職面談会企画コンペ参加要領」による。
- 2 企画コンペ参加希望者の要件
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。
- (1) 参加希望者の要件
ア 県内において、就職支援の活動を行っている法人であること。
イ 過去 1 年間に於いて、企業及び求職者を集めての再就職のための就職個別面談会の実績があること。
- (2) 本事業の実施にあたっての要件
ア 就職面談会の実施にあたって、セミナー開催の趣旨にあった 30 社以上の企業を集めることができること。
- 3 企画コンペ要領等の配布について
- (1) 配布期間
平成 18 年 11 月 16 日 (木)～11 月 23 日 (木) 午前 9 時～午後 5 時
- (2) 配布場所
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
- 4 問い合わせ先
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(096-355-4309)

熊本県公告第 823 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本県野外劇場 (以下「野外劇場」という。)
- (2) 場所
阿蘇郡南阿蘇村久石 4411-9
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 39,620.06 平方メートル
イ 主な建物 野外劇場本館棟 (鉄筋コンクリート造地上 2 階、延床面積 2,720.3 平方メートル)
- (4) 施設の概要
野外劇場本館棟 (管理室、楽屋、第一音楽練習室、第二音楽練習室、第三音楽練習室)
屋外 客席最大 20,000 人
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 音楽、演劇、舞踊等のための施設の提供及び施設の使用許可業務
(2) 県民の文化の振興を図るために必要な業務
(3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
(4) その他、野外劇場の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事業所を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（別記様式 1）
- イ 熊本県野外劇場指定管理者事業計画書（別紙様式 1）及び収支予算書（別紙様式 2）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去 3 年分の貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
（ただし、事業開始後の年度が 3 年を経過していないためオが提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における収支計算書、残高試算表、予定貸借対照表）
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去 3 年分の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
（ただし、事業開始後の年度が 3 年を経過していないためカが提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における事業計画書）
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者には、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県商工観光労働部観光物産総室企画物産班（県庁本館 7 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111（内線 5203）
- (3) 提出期間
平成 18 年 11 月 27 日（月）から平成 18 年 12 月 5 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本 1 部、副本 9 部
（副本のうち登記簿謄本等については写しで結構です。）
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5 の（2）に掲げる場所で、11 月 7 日（火）から 12 月 5 日（火）までの間に、交付する。
- 8 現場説明会
- (1) 日時
平成 18 年 11 月 20 日（月）午前 10 時
- (2) 場所
野外劇場
- (3) その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 5 の（2）にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
- オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を得て、指定管理者に指定する。
- (3) 問い合わせ先
5 の (2) に同じ。

熊本県公告第 824 号

合志市西合志町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	大 住 清 昭	合志市野々島 3247 番地
就任 理事	松 本 之	合志市御代志 1475 番地 4

訓 令

熊本県訓令第 52 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県官報報告規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県官報報告規程を廃止する訓令
熊本県官報報告規程（昭和 31 年熊本県訓令第 2190 号）は、廃止する。
附 則

- 1 この訓令は、平成 18 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 熊本県文書規程（昭和 34 年熊本県訓令甲第 19 号）の一部を次のように改正する。
第 17 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
第 35 条第 4 号を削る。

登 載 依 頼

熊情管公告第 2441 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 18 年 11 月 15 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察人事管理システム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 9 月 19 日
- 4 落札者の名称及び所在地
芙蓉総合リース株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町 7 番 16 号
- 5 落札金額（月額）
906,675 円（うち消費税及び地方消費税の額 43,175 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 18 年 8 月 9 日

熊情管公告第 2442 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察人事管理システム開発委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 9 月 25 日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町 8 番 6 号
- 5 落札金額
173,250,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 8,250,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 18 年 8 月 16 日

熊情管公告第 2443 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察免許台帳ファイリング装置等 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで
 - (4) 納入期限
平成 18 年 12 月 28 日（木）
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
 - (2) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格確認申請書及び入札対象機種審査申請書を平成 18 年 11 月 29 日（水）午後 5 時 30 分までに 3 の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係(熊本県警察本部庁舎4階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-2048
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年11月15日(水)から平成18年11月28日(火)までの日(県の休日を除く。)午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年12月6日(水)午後2時から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎4階OA室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成18年12月5日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った1月あたりの金額に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期間

- 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県選挙管理委員会告示第51号

平成17年12月9日熊本県選挙管理委員会告示第86号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

平成18年11月15日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 守田憲史後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 平成17/03/14

守田憲史
 県議

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,879,000円
イ 本年收入額	<u>1,879,000円</u>
(2) 支出総額	438,480円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	<u>379,000円</u>
イ 寄附	<u>379人</u>
イ 寄附	1,500,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	1,500,000円
a 個人からの寄附	1,500,000円
合 計	1,879,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附
 (寄附者の氏名)
 守田憲史
 小 計

(金額)
 1,500,000円
 1,500,000円

(住 所)
 宇城市

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	438,480円
(ア) 組織活動費	438,480円
合 計	438,480円

*下線が訂正・追加部分

熊本県選挙管理委員会告示第 52 号

平成 18 年 10 月 13 日熊本県選挙管理委員会告示第 33 号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	守田憲史後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	守田憲史	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議	
報告年月日	平成18/03/15	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		<u>1,940,520円</u>
ア 前年繰越額		<u>1,440,520円</u>
イ 本年収入額		500,000円
(2) 支出総額		0円
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄 附		500,000円
(7) 寄附 (内訳別掲)		500,000円
a 個人からの寄附		500,000円
合 計		500,000円
[寄附の内訳]		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)
守田靖美	500,000円	宇城市
小 計	500,000円	

*下線が訂正部分

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 自由民主党熊本県参議院選挙区第三支部

報告年月日 平成18/03/30

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	62,171,458円
ア 前年繰越額	28,703,274円
イ 本年收入額	33,468,184円
(2) 支出総額	43,041,920円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	1,212,500円
イ 寄附	20,254,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	20,254,000円
a 個人からの寄附	4,562,000円
b 法人その他の団体からの寄附	6,692,000円
c 政治団体からの寄附	9,000,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000円
自由民主党本部	12,000,000円
カ その他の収入	1,684円
10万未満の収入	1,684円
合 計	33,468,184円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
三浦洋一	100,000円	熊本市
中村祐一	100,000円	鹿児島県国分市
北里敏明	100,000円	熊本市
今藤雅之	50,000円	鹿本郡植木町
栗屋善子	30,000円	山鹿市
米ヶ田研男	30,000円	鹿本郡植木町
島永慶孝	20,000円	熊本市
河村博之	20,000円	山鹿市
三浦純子	20,000円	熊本市
久木田憲司	20,000円	熊本市
池田遵一	20,000円	山鹿市
島村研理	20,000円	熊本市
鶴千年	20,000円	山鹿市
島井新一郎	20,000円	東京都文京区
甲斐大心	20,000円	下益城郡城南町
宮本哲也	20,000円	熊本市
習田晋一郎	20,000円	東京都世田谷区
井上尊文	20,000円	山鹿市
甲斐力夫	20,000円	上益城郡御船町
三浦牧子	1,440,000円	山鹿市
中村末広	120,000円	東京都世田谷区
城戸克二	20,000円	熊本市
年間5万円以下のもの	2,312,000円	
小 計	4,562,000円	

イ 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株) 八方建設	130,000円	菊池市
(株) イミ車体製作所	120,000円	熊本市
(株) 豊工務店	120,000円	熊本市

(株)福岡建設	120,000円	八代市
飯塚電機工業(株)	120,000円	熊本市
古城建設(株)	110,000円	鹿本郡鹿北町
(株)九州開発エンジニアリング	120,000円	熊本市
諫山工業(株)	120,000円	熊本市
日産設備工業(株)	90,000円	熊本市
日産設備(株)	20,000円	熊本市
青木建設(株)	50,000円	球磨郡あさぎり町
(有)熊床産業	50,000円	熊本市
(株)ゲットワ	50,000円	群馬県桐生市
(株)岡田	50,000円	水俣市
(株)鶴屋百貨店	50,000円	熊本市
白木メイ(株)	50,000円	熊本市
九州森紙業(株)	120,000円	鹿本郡植木町
(有)後藤倉庫	120,000円	熊本市
(株)青木工務店	240,000円	鹿本郡菊鹿町
(株)福島建設	120,000円	熊本市
日本明和(株)	1,000,000円	東京都江戸川区
酒井建設工業(株)	100,000円	熊本市
(株)大乘建設	100,000円	球磨郡五木村
帝神畜産(株)	100,000円	神戸市
割烹川田	100,000円	福岡市
(株)永井運送	1,200,000円	下益城郡富合町
(株)西村建設	120,000円	下益城郡美里町
(株)シアーズホーム	60,000円	熊本市
開成工業(株)	50,000円	鹿本郡植木町
和久田建設(株)	120,000円	八代市
年間5万円以下のもの	1,772,000円	
小 計	6,692,000円	

ウ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
志師会	4,000,000円	東京都千代田区
自由民主党本部	5,000,000円	東京都千代田区
小 計	9,000,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	27,670,561円
(ア) 人件費	11,883,320円
(イ) 光熱水費	557,518円
(ウ) 備品・消耗品費	1,505,293円
(エ) 事務所費	13,724,430円
イ 政治活動費	15,371,359円
(ア) 組織活動費	4,460,944円
(イ) 選挙関係費	636,500円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,696,415円
a 機関紙誌の発行事業費	1,503,254円
b 宣伝事業費	61,950円
c 政治資金パーティー開催事業費	4,131,211円
(オ) 寄附・交付金	4,577,500円
合 計	43,041,920円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	2,577,500円

- 3 資産等の内訳
 - (5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金
(残 高)
10,001,604

*下線が訂正部分

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 自由民主党熊本県支部連合会

報告年月日 平成18/06/22

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	205,326,395円
ア 前年繰越額	132,165,609円
イ 本年収入額	73,160,786円
(2) 支出総額	128,287,676円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	29,573,374円
イ 寄附	3,000,000円

(7) 寄附 (内訳別掲) 3,000,000円

 b 法人その他の団体からの寄附 3,000,000円
 オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 36,949,000円

 自由民主党本部 36,949,000円
 カ その他の収入 3,638,412円

10万未満の収入 3,638,412円

合 計 73,160,786円

〔寄附の内訳〕

イ 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
アイム電機工業(株)	2,000,000円	福岡県遠賀郡水巻町
西田鉄工(株)	500,000円	宇土市
(社)トラック協会	500,000円	熊本市
小 計	3,000,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 45,800,579円

(ア) 人件費	25,274,331円
(イ) 光熱水費	1,656,688円
(ウ) 備品・消耗品費	<u>2,135,690円</u>
(エ) 事務所費	16,733,870円

イ 政治活動費 82,487,097円

(ア) 組織活動費	<u>45,180,521円</u>
(イ) 選挙関係費	<u>3,300,029円</u>
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	<u>7,523,004円</u>
b 宣伝事業費	<u>6,373,493円</u>
d その他の事業費	1,149,511円
(エ) 調査研究費	1,473,543円
(オ) 寄附・交付金	20,010,000円
(カ) その他の経費	5,000,000円

合 計 128,287,676円

- 3 資産等の内訳
- (5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金
(残 高)
5,643,796
40,744,473
- (9) 貸付金
(貸 付 先) (貸付残高)
自由民主党熊本県第一選挙区 5,000,000
支部

*下線が訂正部分

熊本県本人確認情報保護審議会公告第 1 号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 11 月 15 日

熊本県本人確認情報保護審議会会長代理 松 永 幹 夫

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 21 日（火）午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
 - (2) 本人確認情報保護対策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村総室）
（電話 096-333-2105）

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 5 号

平成 17 年度第 5 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 11 月 15 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 30 日（木）
13 時 30 分から 17 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 平成 17 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（取りまとめ）
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096-383-1111 内線 6052）

